

日本労働年鑑 第58集 1988年版
The Labour Year Book of Japan 1988

第五部 労働・社会政策

I 労働政策

7 女子労働にかんする政策

女子労働者福祉対策基本方針

労働大臣は、男女雇用機会均等法第六条にもとづき、「新たな時代における女子労働者の職業生活の充実を目指して」との副題をもつ「女子労働者福祉対策基本方針」を定め、八七年六月一日に公表した。この方針は、今後五年間の施策の基準を示すものである。

施策の基本的考え方は、法の基本理念にのっとり、かつ、就業についての女子自身の主体的選択が可能となるような状況を整備することであるとしている。具体的施策は、法の周知徹底、指導助言、従来からの女子労働をめぐる諸施策の推進を中心とする地味なものであった。

女子再就職に関する研究会報告

(財)婦人少年協会は、労働省の委託をうけて「女子再就職に関する研究会」(座長＝高梨昌信州大学教授)を設けて検討していたが、一九八七年五月二五日、労働省からその結果が発表された。

報告は、育児期以降の再就職を希望する女子が増大する一方、職業能力の維持向上、採用年齢の制限などの困難があるとしたうえで、具体的方策として次の方向を打ち出した。

(1) キャリアパターンに応じた能力開発

再就職希望層の多様なニーズに対応できる教育訓練機会が必要である。そのため各機関が教育訓練の内容を見直すとともに相互の連携が必要である。報告は、公共職業訓練、婦人就業援助施設、専修学校等の配慮すべき教育内容を示すとともに、企業にたいしても能力再開発・自己啓発の促進を訴えている。

(2) 職業能力評価システムの拡充

女子再就職希望者にかかわる職業能力評価システムが未整備の状況を指摘し、その再検討を提言しており、キャリアを明示できるようなキャリアカード等の開発も必要であるとしている。

(3) 再就職機会の拡大

企業が再就職女子を長期に活用しうるような職務編成等のノウハウ、中途採用年齢制限の見直し、パートタイムからフルタイムへの移行措置などの雇用管理の改善、および再就職者向け職業ハンドブック等の情報提供の必要性を説いている。

(4) 情報提供、相談機能の充実

(5) 今後の課題

高齢化にともない老人介護の関連について検討している。

(財)婦人少年協会は、労働省の委託をうけ、「女子パートタイム労働対策に関する研究会」(座長＝高梨昌信州大学教授)を設けて、約三年間検討を行っていたが、一九八七年一〇月、「今後のパートタイム労働対策のあり方について」と題する報告書を公表した。これは、労働省婦人局編『パートタイム労働の展望と対策』として、付属資料とともに同協会から刊行された。

研究会報告の特徴は、パートタイム労働を、欠くことのできない雇用・就業の一つとして位置づけたこと、最低労働条件の保護対策等おおむね従来からいわれていた諸政策を支持したほか、「パートタイム労働者福祉共済制度」等の基礎となるべき新立法の必要を提唱したことである。

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
